

平成23年

第1回大阪広域水道企業団議会

(7月臨時会)

議員提出議案

(議員提出第1号議案～第4号議案)

目 次

議員提出第1号議案	大阪広域水道企業団議会会議規則制定の件	1
議員提出第2号議案	大阪広域水道企業団議会傍聴規則制定の件	16
議員提出第3号議案	大阪広域水道企業団議会委員会条例制定の件	20
議員提出第4号議案	大阪広域水道企業団議会事務局設置条例制定の件	25

議員提出第1号議案

大阪広域水道企業団議会会議規則制定の件

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団議会議長 様

提出者

大阪広域水道企業団議会議員

吉川	守
馬場	伸幸
松本	光治
米田	貴志
上垣	純一
吉本	光夫
奥谷	正実
中谷	昭
橋本	紀子
阪口	芳弘
小東	徳行
高橋	伸介
大島	一夫
西川	訓史
北谷	育代
川谷	洋史
梶本	孝志
高岡	優子
池内	秀仁
三ツ川	武
上田	春雄
乾	一
鳥谷	信夫
松尾	京子
天野	高夫
川光	英士
秋元	美智子
東小	夜子
清井	浩

大阪広域水道企業団議会会議規則制定の件
大阪広域水道企業団議会会議規則を次のように定める。
大阪広域水道企業団議会規則第 号
大阪広域水道企業団議会会議規則

目次

第 1 章 会議

- 第 1 節 総則（第 1 条—第 12 条）
- 第 2 節 議案及び動議（第 13 条—第 18 条）
- 第 3 節 議事日程（第 19 条—第 23 条）
- 第 4 節 選挙（第 24 条—第 33 条）
- 第 5 節 議事（第 34 条—第 47 条）
- 第 6 節 秘密会（第 48 条・第 49 条）
- 第 7 節 発言（第 50 条—第 64 条）
- 第 8 節 表決（第 65 条—第 74 条）
- 第 9 節 会議録（第 75 条—第 78 条）

第 2 章 委員会（第 79 条—第 90 条）

第 3 章 請願（第 91 条—第 97 条）

第 4 章 辞職及び資格の決定（第 98 条—第 102 条）

第 5 章 規律（第 103 条—第 108 条）

第 6 章 懲罰（第 109 条—第 115 条）

第 7 章 議員の派遣（第 116 条）

第 8 章 補則（第 117 条）

附則

第 1 章 会議

第 1 節 総則

（参集）

第 1 条 議員は、招集日の開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第 2 条 議員は、事故のため会議に出席できないときは、その理由を付け、議長に届け出なければならない。

（議席）

第 3 条 議員の議席は、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第 4 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集日から起算する。

（会期の延長）

第 5 条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ又は延長することができる。

2 会議時間の繰り上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用い

ないで、会議に諮って決める。

3 会議の開始は、あらかじめ口頭で報ずる。

(休会)

第9条 大阪広域水道企業団の休日に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第8号）第2条第1項に規定する大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由

を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、職員をして議場の出入り口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第32条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せて保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑を行う。

2 提出者の説明は、議会の議決で省略することができる。

3 会議に付する事件は、第1項の質疑の後、議会の議決により委員会に付託することができる。

4 委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、第90条の規定による報告書の提出を待って議題とする。

(委員長の報告)

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。ただし、第89条の少数意見の留保があったときは、その旨を併せて報告する。

2 前項の規定による報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

3 委員長は、第1項の規定による報告に自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長の報告に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対

しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査のための付託)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

(発言の通告等)

- 第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者がすべて発言を終わった場合は、この限りでない。
- 2 前項の発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
 - 3 第1項ただし書の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。
 - 4 発言の順序は、議長が定める。
 - 5 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(討論の方法)

- 第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

- 第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

- 第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。
- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
 - 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

(質疑の回数)

- 第55条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

- 第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
- 2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

- 第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
- 2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 賛否各2人以上の発言があった後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。

ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 議員は、企業団の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、討論を用いない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条及び第59条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第65条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第66条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第67条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第68条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対し出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第69条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第70条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(選挙規定の準用)

第71条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条から第30条まで、第31条第1項、第32条及び第33条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第72条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第73条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第74条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布)

第76条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第77条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第78条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第2章 委員会

(議長への通知)

第79条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第80条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第81条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第82条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。委員でない議員から発言の申出があったときも、また同様とする。

(委員の議案修正)

第83条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第84条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第85条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第86条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(委員の派遣)

第87条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第88条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第89条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

(委員会報告書)

第90条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第91条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員(以下「紹介議員」という。)は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第92条 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表)

第93条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第94条 請願は、議会の議決により委員会に付託することができる。

2 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託することができる。

(紹介議員の委員会出席)

第95条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第96条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、企業長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第97条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第98条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第99条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。
(資格決定の要求)

第100条 法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、議会の決定を求めようとする議員は、その理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第101条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

(決定書の交付)

第102条 議会が、法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第103条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第104条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第105条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第106条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第107条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第108条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第109条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第110条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

(代理弁明)

第111条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第112条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第113条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第114条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第115条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第116条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

(会議規則の疑義)

第117条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

議員提出第2号議案

大阪広域水道企業団議会傍聴規則制定の件

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団議会議長 様

提出者

大阪広域水道企業団議会議員

吉川	守
馬場	伸幸
松本	光治
米田	貴志
上垣	純一
吉本	光夫
奥谷	正実
中谷	昭子
橋本	紀弘
阪口	芳徳
小東	德行
高橋	伸介
大島	一夫
西川	訓史
北谷	育代
川谷	洋史
梶本	孝志
高岡	優子
池内	秀仁
三ツ川	武
上田	春雄
乾	一
鳥谷	信夫
松尾	京子
天野	高夫
川光	英士
秋元	美智子
東小	夜子
清井	浩

大阪広域水道企業団議会傍聴規則制定の件

大阪広域水道企業団議会傍聴規則を次のように定める。

大阪広域水道企業団議会規則第 号

大阪広域水道企業団議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、30人とする。

(傍聴券等の交付)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴の手續及び傍聴券)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を受付名簿に記入しなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、会議を傍聴することができる。

(傍聴証)

第6条 傍聴証は、報道関係者で会議を傍聴しようとする者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り、会議を傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員からの要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第9条 傍聴券又は傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の再入場の制限)

第10条 法第130条第1項の規定に基づき、議長から退場させられた者は、当該退場させられた日の当該会議が継続している間、傍聴席に再び入場することができない。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はち巻、ゼッケン、ピラ、垂れ幕の類の物を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) カメラ、録音機、ビデオカメラ、パーソナルコンピュータの類の物を携帯している者。ただし、第14条の規定により、撮影又は録音等することについて議長の許可を得た者を除く。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明し、又は示威的行為をしないこと。
- (2) 帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 携帯電話等音声を発する機器は、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録音、録画等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により許可を得た者が撮影し、又は録音しようとするときは、交付を受けた許可証を着用しなければならない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が

この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出第3号議案

大阪広域水道企業団議会委員会条例制定の件

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団議会議長 様

提出者

大阪広域水道企業団議会議員

吉川	守
馬場	伸幸
松本	光治
米田	貴志
上垣	純一
吉本	光夫
奥谷	正実
中谷	昭
橋本	紀子
阪口	芳弘
小東	徳行
高橋	伸介
大島	一夫
西川	訓史
北谷	育代
川谷	洋史
梶本	孝志
高岡	優子
池内	秀仁
三ツ川	武
上田	春雄
乾	一
鳥谷	信夫
松尾	京子
天野	高夫
川光	英士
秋元	美智子
東	小夜子
清井	浩

大阪広域水道企業団議会委員会条例制定の件

大阪広域水道企業団議会委員会条例を次のように定める。

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団議会委員会条例

(特別委員会の設置)

第1条 特別委員会(以下「委員会」という。)は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第2条 特別委員(以下「委員」という。)は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、議会において、それぞれその委員の中から選出する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第4条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第5条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第6条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第7条 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(招集)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第11条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第11条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第12条 議員は、委員会の会議を傍聴することができる。その他の傍聴人については、委員長が会議に諮って決める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

(秘密会)

第13条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第14条 委員会は、審査又は調査のため、企業長、監査委員及びその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第15条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第16条 委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）、大阪広域水道企業団議会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会議規則第〇号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第17条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所、意見を聴こう

とする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第18条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第19条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第20条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第21条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第22条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第23条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第20条から第22条までの規定を準用する。

(記録)

第24条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第25条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の

定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第4号議案

大阪広域水道企業団議会事務局設置条例制定の件

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団議会議長 様

提出者

大阪広域水道企業団議会議員

吉川	守
馬場	伸幸
松本	光治
米田	貴志
上垣	純一
吉本	光夫
奥谷	正実
中谷	昭
橋本	紀子
阪口	芳弘
小東	徳行
高橋	伸介
大島	一夫
西川	訓史
北谷	育代
川谷	洋史
梶本	孝志
高岡	優子
池内	秀仁
三ツ川	武
上田	春雄
乾	一
鳥谷	信夫
松尾	京子
天野	高夫
川光	英士
秋元	美智子
東	小夜子
清井	浩

大阪広域水道企業団議会事務局設置条例制定の件

大阪広域水道企業団議会事務局設置条例を次のように定める。

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団議会事務局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき、大阪広域水道企業団議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員(以下「職員」という。)を置く。

2 職員は、企業長の補助職員をもって充てるものとし、議長がこれを任免する。

3 職員の定数は、5人とする。

4 職員の給与、服務その他の身分取扱いに関しては、大阪広域水道企業団の職員の例による。

(職務)

第3条 事務局長は、議長の命を受け、議会に関する事務を掌理し、書記その他の職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、上司の指揮を受け、議会に関する事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

